



永年会員・シルバー会員表彰に関する規約

2019年11月26日 第5回理事会改定

(目的)

第1条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第14条に基づき、本会に長年にわたり在籍した会員を永年会員ならびにシルバー会員とし、これを表彰する。

(永年会員の資格)

第2条 正会員として継続して30年在会した正会員を永年会員とする。ただし、一度退会し再度入会した場合は、再度入会した時から30年とする。

(シルバー会員の資格)

第3条 永年会員でかつ満70歳以上の正会員をシルバー会員とする。

(表彰)

第4条 永年会員には永年会員表彰状、シルバー会員にはシルバー会員表彰状を授与する。

(特典)

第5条 シルバー会員には以下の特典を設ける。

- (1) 年会・大会参加料の優遇。

(その他)

第6条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(改定)

第7条 本規約の改定は、理事会が決定する。

付記：永年会員ならびにシルバー会員制度は、平成元年2月14日の日本原子力学会創立30周年を記念して制定された。

附則

- 1 平成24年3月16日 第7回理事会制定、平成24年4月1日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成25年11月26日 第4回理事会承認
 - ② 平成26年1月30日 第5回理事会承認

③ 2019年11月26日 第5回理事会承認

附則

- 1 平成25年11月26日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成26年1月30日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 3 2019年11月26日改定の規約は、理事会承認日から施行する。